

議員提出議案第7号

普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和2年3月26日

沖縄県議会議長 新里米吉 殿

提出者	宮城一郎	次呂久成崇
	当山勝利	亀濱玲子
	照屋大河	仲宗根悟
	崎山嗣幸	狩俣信子
	比嘉京子	大城一馬
	親川敬	新垣光荣
	平良昭一	上原正次
	玉城満	新垣清涼
	瑞慶覧功	赤嶺昇
	瀬長美佐雄	玉城武光
	比嘉瑞己	西銘純恵
	渡久地修	嘉陽宗儀
	山内末子	

理由

普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することについて関係要路に要請するため。

普天間基地の運用停止、辺野古新基地建設工事の中止、在沖米軍基地の負担軽減について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書

2019年2月、沖縄県による「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票」で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。今回、沖縄県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。政府及び日本国民は、民主主義及び憲法の手続にのっとり、沖縄県民の民意に沿った公正な解決を緊急に行う必要がある。

普天間基地所属米海兵隊の沖縄駐留の理由は、軍事的理由や地政学的理由ではなく「本土の理解が得られない」という政治的な理由によることは、これまで複数の防衛大臣経験者や現職内閣総理大臣が言及しており、「0.6%の国土に70%以上の米軍専用施設が集中する」という沖縄の現状に対する訴えの本質は、面積の格差のみならず「自由の格差」という基本的人権、法もとの平等の理念からして看過することのできない重大な問題である。

今、普天間基地の代替施設として、名護市辺野古において普天間基地の機能を超える新たな基地の建設を強行しているが、名護市辺野古に新基地を建設する国内の法的根拠としては、内閣による閣議決定があるのみである。普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の長きにわたる一致した願いであり、工事は直ちに中止すべきである。

そして、安全保障の議論は日本全体の問題であり、沖縄の米軍基地の負担軽減を国内に求めるか、国外に求めるのかは、国民的議論が必要であり、最終的には国権の最高機関たる国会で国が最終的に責任を負う法整備の仕組みの中で解決すべき問題である。

その中で普天間基地の代替施設が国内に必要だというのなら、民主主義及び憲法第41条、第92条及び第95条の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により決定することを求めるものである。

よって、本県議会は下記の事項について強く要請する。

記

- 1 普天間基地の12年以上にわたる危険性放置は負担軽減に逆行するため、速やかに運用停止するとともに、国民的議論なきまま閣議決定のみによって強行されている辺野古新基地建設工事を直ちに中止すること。
 - 2 日本国内に米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論、そして最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が最終的に責任を負う法整備の仕組みの中で解決すること。
 - 3 その中で普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により解決すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

沖 縄 県 議 会

衆	議	院	議	長	} 宛て
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	
総	務		大	臣	
外	務		大	臣	
国	土	交	通	大	
防	衛		大	臣	
内	閣	官	房	長	
官				官	
沖縄及び北方対策担当				大臣	

議員提出議案第 8 号

北部基幹病院の早期整備に関する決議

上記の議案を会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 2 年 3 月 25 日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉 殿

提出者	末 松 文 信	具志堅	透
	照 屋 守 之	新 垣	新
	島 袋 大	座 波	一
	中 川 京 貴	仲 田 弘	毅
	座喜味 一 幸	又 吉 清	義
	花 城 大 輔	山 川 典 二	
	西 銘 啓史郎	大 浜 一 郎	
	糸 洲 朝 則	金 城	勉
	上 原 章	金 城 泰 邦	
	當 間 盛 夫	大 城 憲 幸	

理 由

県民への医療提供体制における北部地区の格差を是正し、県民に平等な医療提供体制を早期に実現するため、速やかな北部基幹病院建設の促進を知事に求めるため。

北部基幹病院の早期整備に関する決議

沖縄県は、北部圏域の医療体制について、平成16年の県立病院の今後のあり方検討委員会において、医師不足等が懸念される中、最も効率的な医療提供体制は、北部地区医師会病院と県立北部病院を一体化し、県及び12市町村による一部事務組合が運営するものとしている。

現在、北部医療圏の最大の問題は、慢性的な医師不足による診療制限、診療休止等による患者の圏外流出である。その医師不足を解決するためには、充実した指導体制、豊富な症例数など、医師のキャリア形成の場としての機能及び魅力のある病院を整備する必要がある。そして何よりも北部医療圏10万県民に対する医療提供の格差を是正しなければならない。

そのためには、県立北部病院と北部地区医師会病院、2つの急性期病院を統合して、最も効率的な基幹病院の整備を進めることが求められている。

そのような中、北部12市町村が音頭をとり北部基幹病院の早期整備を求める11万2277筆の署名を集め北部地域住民大会を開催し、沖縄県知事に要請した。知事からも北部基幹病院を整備する方針が示された。

その後、知事の命を受け沖縄県保健医療部は、北部市町村会、北部地区医師会及び県立北部病院の4者で協議会を設置し、具体的な課題整理に取り組み整備に向けての基本的枠組みに関する基本合意書案が作成された。

北部基幹病院の整備は一刻の猶予も許されないとし、去る2月4日、北部12市町村長会及び北部市町村議会議長会の連名により、沖縄県知事及び沖縄県議会議長に対し、基本合意書を早急に締結し、具体的な協議を進めるよう要請した経緯がある。

については、沖縄県議会は、北部圏域の医療体制の整備は、一刻の猶予も許されない状況にあるとの認識に立ち、北部地域住民の健康と命を守る立場から北部基幹病院の早期整備に向け、下記事項について早急に取り組むよう求める。

記

- 1 北部基幹病院の基本的枠組みに関する基本合意を早急に締結すること。
- 2 基本構想・計画を策定し、建設に向けて具体的な取り組みを行うこと。

上記のとおり決議する。

令和2年3月27日

沖 縄 県 議 会

沖縄県知事 玉城 康裕 宛て

議員提出議案第9号

首里城の早期復元と総合的な復興の推進を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和2年3月26日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉 殿

提出者	新 垣 清 涼
	座 波 一
	具志堅 透
	座喜味 一 幸
	照 屋 大 河
	崎 山 嗣 幸
	上 原 正 次
	赤 嶺 昇
	玉 城 武 光
	糸 洲 朝 則
	山 内 末 子
	當 間 盛 夫

理 由

首里城の早期復元と総合的な復興の推進について関係要路に要請するため。

首里城の早期復元と総合的な復興の推進を求める意見書

令和元年10月31日未明の火災による首里城正殿を含む主要な建物8棟の焼損は、沖縄県民を初め多くの人々に大きな衝撃を与え、今なおその悲しみは拭えず喪失感は埋まることはない。

焼損した首里城は、1992年、戦災によって失われた貴重な歴史的文化遺産として復元され、琉球王国の歴史と文化の象徴、戦災復興のシンボルとしてよみがえり、沖縄のアイデンティティの形成、伝統文化や芸能の保存継承、万国津梁の平和交流と世界・アジアとの交易などを推進していくかなめとして、県民のよりどころとなっており、2000年には史跡首里城跡がユネスコの世界遺産に登録されている。

首里城などの歴史的文化遺産の果たす役割は、近年さらに深化し、今日では、観光客を初め多くの人々を引きつけ、新たなにぎわいを興す重要な資産となっている。今や、文化そのものが、大きな原動力として、地域ひいては沖縄県全体の経済を興し、未来を開くと言っても過言ではない。

沖縄県は、間もなく本土復帰50周年の節目の年を迎え、沖縄21世紀ビジョンに掲げる、優しさと潤いのある沖縄らしい地域社会、県民の自信と誇りを支える強くしなやかな地域経済を築き上げていくためにも、今こそ、これらの新たな視点に立脚し、未来を展望しなければならない。

そのため、首里城の復元に当たっては、県民の声に耳を傾けながら、単なる復元にとどまらない網羅的な基本計画等を策定し、総合的かつ一体的な復興を図る必要があり、これを推進していくためには、国、沖縄県、那覇市等で幅広く議論し認識を共有するとともに、より一層の協力体制を構築することが重要である。

よって、本県議会は、世界に誇る文化遺産である首里城の早期復元と周辺環境の整備等も含めた総合的な復興を推進するよう、下記事項の実現を強く要請する。

記

- 1 首里城の早期復元に当たっては、徹底した火災原因の検証や防止策の検討を踏まえた防火・防災体制を確立すること。
- 2 県民の要望も踏まえつつ、沖縄県や那覇市等の関係機関と連携し、沖縄県が検討している復興に係る基本計画等の策定や内容の実現に協力すること。
- 3 各種の地域経済対策や、御茶屋御殿（ウチャヤウドゥン）等の関連文化遺産など周辺環境の整備も含め、総合的かつ一体的な復興を着実に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

沖 縄 県 議 会

衆議院議長	宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
文部科学大臣	
国土交通大臣	
沖縄及び北方対策担当大臣	
内閣官房長官	

議員提出議案第10号

新型コロナウイルス感染症対策等に関する意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和2年3月26日

沖縄県議会議長 新 里 米 吉 殿

提出者	島 袋	大
	照 屋	大 河
	瑞慶覧	功
	渡久地	修
	糸 洲	朝 則
	當 間	盛 夫
	山 内	末 子

理 由

新型コロナウイルス感染症対策等について関係要路に要請するため。

新型コロナウイルス感染症対策等に関する意見書

令和元年12月、中華人民共和国河北省武漢市において、新型コロナウイルスによる感染症の発生が報告されて以降、世界各国からの報告が相次いでおり、イタリアでは死者が6000人を超え、アメリカにおいても大規模災害に認定されるなど、深刻な状況である。

また、安倍総理と国際オリンピック委員会（I O C）のバッハ会長が去る24日電話で会談を行い、現下の状況を踏まえ、今夏開幕予定の東京五輪・パラリンピックについて、1年程度延期する方針で一致するなど国内でも多大な影響が生じている。

国においては、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案が去る13日に成立し、それに基づきさまざまな対策に取り組んでいるところであるが、感染の拡大が終息する見込みは立っておらず、国民の不安は高まっている。

本県においても、3月に入り立て続けに新たな感染者の報告があり、また、観光客の減少やイベント等の自粛などにより県経済や県民生活に甚大な影響を及ぼしている。

よって、国におかれては、国民の命と健康を守ることを最優先とし、新型コロナウイルス感染拡大防止対策などを総合的かつ強力に推進するため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 国内外からの新型コロナウイルスの侵入を防止するため、空港や港湾等における検疫体制の強化など一層の水際対策を徹底すること。
- 2 オーバーシュート（爆発的患者急増）が発生する事態も念頭に、入院体制整備のための支援を行うこと。また、医療用マスク、防護服及び消毒液等の医療物資が不足することのないよう、必要量を確保するとともに、簡易検査キット及び治療薬を早期に開発すること。
- 3 観光関連産業を初め、中小零細企業など経済的に影響を受ける地域の事業者等に対し、適切な支援を行うとともに、風評被害対策を講じること。
- 4 地域の実情に応じて、地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

沖 縄 県 議 会

内閣総務大臣	宛て
外務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	
経済産業大臣	
国土交通大臣	
内閣官房長官	
沖縄及び北方対策担当大臣	